

災害時における死者・行方不明者の氏名等公表に係る提言

平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、多くの人命が失われる大規模な災害が頻発している。さらに、南海トラフ地震など、国難レベルの巨大災害の発生も懸念されるなか、大規模災害への対応力強化は喫緊の課題である。

災害時の死者・行方不明者の氏名等公表は、発生した事実を明確にし、社会的な関心の高さに対応するとともに、被災者の迅速な救出・救助に資するなどの公益的な意義がある場合もある一方で、法的な根拠が明確でないことや、個人情報保護への配慮が必要であることなど、円滑で迅速な公表の判断には課題が多い現状がある。

全国知事会では、令和元年7月に、災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に関する提言を行ったところだが、その後、改めて、課題や今後の対応について整理を行い、国に対して、必要な法令整備等を求めるとともに、公表の判断の参考となるガイドラインの策定に取り組むこととした。

国においては、都道府県における氏名等公表に関する取組みが進むよう、以下の事項について強く要請する。

- 1 災害対策基本法に、災害時に死者・行方不明者の氏名等公表を行う主体と、公表に関する権限、関係機関の個人情報の提供の協力義務を規定するなど、法令上の根拠を明確にすること
- 2 知事が、地域の実情や被災の状況を踏まえ、円滑かつ迅速に氏名等公表の判断ができるよう、公表の判断の参考となる標準例を定めたガイドラインの策定に、全国知事会とともに協力して取り組むこと

令和2年11月5日

全国知事会